

事業者向け支援情報まとめ

【第11版】

2024年4月8日時点において国・県等が公表している被災者支援情報のうち、主に資金面等における事業者支援についてセンターにおいてまとめたものです(生活支援情報などは割愛しています)。国・県等のHP上で実地に確認していただくことをお勧めします(随時更新します)。

I 各種相談窓口の設置

1. 事業者支援のための特別相談窓口 [県商工労働部]

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課
076-225-1525

経営指導員や中小企業診断士、行政書士、社会保険労務士などの専門家や、経済産業省、石川県の職員が、事業者支援策(※)に関する相談や申請のサポート、被災事業者の生業再建に関する問合せに対応

※事業者支援策

- ・なりわい再建支援補助金
- ・伝統工芸事業者再建支援補助金
- ・中小企業持続化補助金(災害支援枠)・商店街再建支援補助金(施設復旧、賑わい創出)
- ・令和6年能登半島地震災害対策特別融資 など

<金沢事業者支援センター>

【電話番号】 0570-076-225

【受付時間】 10時~17時 (土日祝除く)

【場 所】 石川県庁1階103会議室

<能登事業者支援センター>

【電話番号】 0768-26-2380

【受付時間】 10時~17時 (土日祝除く)

【場 所】 奥能登総合事務所4階(のと里山空港内)

2. 特別相談窓口 [中小企業庁]

【お問合せ先】

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

石川県経営支援課 076-225-1525

<商工会議所>

金沢商工会議所 076-263-1151

小松商工会議所 0761-21-3121

七尾商工会議所 0767-54-8888

輪島商工会議所 0768-22-7777

加賀商工会議所 0761-73-0001

珠洲商工会議所 0768-82-1115

白山商工会議所 076-276-3811

<商工会>

石川県商工会連合会 076-268-7300

能美市商工会 076-204-6815

山中商工会 076-204-6816

川北町商工会 076-204-6817

美川商工会 076-204-6818

鶴来商工会 076-204-6819

白山商工会 076-204-6820

野々市市商工会 076-204-6821

かほく市商工会 076-204-6822

森本商工会 076-204-6823

津幡町商工会 076-204-6824

内灘町商工会 076-204-6825

羽咋市商工会 076-204-6829

富来商工会 076-204-6830

志賀町商工会 076-204-6831

宝達志水町商工会 076-204-6832

能登鹿北商工会 076-204-6833

中能登町商工会 076-204-6836

門前町商工会 076-204-6854

穴水町商工会 076-204-6855

能登町商工会 076-204-6856

<その他の機関>

石川県中小企業団体中央会

076-267-7711

石川県産業創出支援機構

076-267-1244

石川県よろず支援拠点 076-267-6711

日本政策金融公庫金沢支店

中小企業事業 076-231-4275

日本政策金融公庫金沢支店

国民生活事業 0570-045202

日本政策金融公庫小松支店

国民生活事業 0570-045445

商工組合中央金庫金沢支店

076-221-6141

石川県信用保証協会 076-222-1550

中小機構北陸本部企業支援部

企業支援課 076-223-5546

全国商店街振興組合連合会

03-3553-9300

中部経済産業局産業部中小企業課

052-951-2748

石川県生活衛生営業指導センター

076-259-6510

II 中小企業・小規模事業者の支援措置

1. なりわい再建支援補助金 [中小企業庁]

【お問合せ先】

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

復興事業計画に基づいて復興に取り組む被災中小・小規模事業者について、工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧費用を補助し、事業再開・継続に向けた十分な支援を行う。

【対象者】 中小・小規模事業者(個人事業主も対象)

【補助上限】 上限15億円、一部5億円まで定額補助

【補助率】 3/4(中堅企業等は1/2)以内

(注)「なりわい再建支援補助金」及び下記「小規模事業者持続化補助金」とも自己負担分の資金調達には、以下の新融資制度を活用できます。

令和6年能登半島地震災害対策特別融資(後掲)

【限度額】 1億円

【利率】 当初5年間無利子*5年経過後、年1%の金利負担

【信用保証料】 免除*一定の要件が必要

※詳しくは金融機関、信用保証協会にお問合せください。

【対象経費】

- 原則、中小事業者が保有し資産計上している事業の用に供する施設・設備の原状回復に要する経費
施設…倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、共同作業場など
設備…事業に供する施設で、自ら保有し資産計上しているもの
- 原状回復では事業再開や売上回復が困難な場合は、新分野への需要開拓を見据えた新たな取組(「新分野事業」)による施設等の整備費用も対象(原状回復を超える分は自己負担)

【新分野事業の例】

- 新商品製造ラインへの転換
- 生産効率向上
- 異業種への展開
- 従業員確保のための新たな宿舎整備 など

- 液状化被害がある場合の地盤・土地改良費用、被災した施設の解体費用、瓦礫の撤去費用は、現地での施設等の復旧に必要な不可欠な場合は補助対象

【公募期間】 4月1日から随時申請受付中

※ スケジュール等は確定次第、更新します。募集は複数年・継続して行いますので、焦らずじっくりご検討ください。

2. 小規模事業者持続化補助金[災害支援枠] [中小企業庁]

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課
076-225-1525

被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援

【補助対象事業者】 今回の地震で被害を受けた小規模事業者

【事業目的】 事業再建の経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】 ・200万円(直接被害)→資産損壊等直接的被害を受けた場合
・100万円(間接被害)→売上減少の間接的被害を受けた場合

【補助率】 2/3、定額(多重被災の場合、最大200万円)

【補助対象】 ・機械装置等 ・広報費 ・ウェブサイト関連費 ・展示会等出店費 ・旅費
・新商品開発費 ・資料購入費 ・借料 ・設備処分費 ・委託費・車両購入費

【2次公募】 2024年3月8日(金)～4月26日(金)[郵送:締切日当日消印有効]

※3次公募以降については追って公表予定

※商工会会員でなくても受けることができます。

3. 令和6年能登半島地震災害対策特別融資 [石川県]

【お問合せ先】
お取引先金融機関
石川県信用保証協会
076-222-1550

中小企業者の事業の再建に必要な事業資金または経営の安定に必要な事業資金を無利子(当初5年間)で貸付

【融資対象】 ①セーフティネット保証4号※ または
②災害関係保証(罹災証明書等)かつ「なりわい再建支援補助金(上記)」等の交付決定を受けたこと

※地震の後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【資金使途】 設備資金、運転資金

【融資限度】 1億円

【融資期間】 10年以内(うち据置期間5年以内)

【利率】 1.0%(当初5年間無利子)

【信用保証】 石川県信用保証協会による信用保証が必須

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課
076-225-1525

4. 商店街災害復旧事業補助金 [中小企業庁]

今回の地震により被災した商店街のアーケードや共同施設等の復旧に係る費用の一部を助成

【補助対象者】 被災した商店街等組織*

* 商店街を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

【対象事業】 被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備改修など

例：アーケード・共同店舗・地域交流施設・街路灯・防犯カメラ・路面舗装・駐車場・イベント広場等の復旧費、障害物の除去費用

* 消費税額、仮設経費、保険料や通信費などの間接経費、設計費や測量試験費などは補助対象外です。

【補助率】 3/4以内（上限額・下限額なし）

【公募期間】 令和6年2月28日～5月10日

2次締切 5月10日（交付決定：5月31日まで）

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課
076-225-1525

5. 商店街にぎわい創出事業費補助金 [中小企業庁]

今回の地震の影響を受けた商店街が実施する、にぎわいを創出するための取組を支援

【補助対象事業者】 県内所在の商店街等組織（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等）

【補助対象】

にぎわい創出のためのイベント等を行うための経費

例：イベント運営費、会場借上料、リーフレット等印刷費、広告宣伝費、謝金 など → 保険料、光熱水費、景品・商品券等は対象外

【申請要件】 今回の地震の影響により、来街者数および売上が以前に比べて減少し、にぎわいを創出することが必要と認められること

【補助率】 10/10（下限30万円、上限100万円）

※連合体の場合、100万円×組織数（上限1200万円）

【公募期間】 3次締切 4月19日

→対象事業期間:6月1日～R7.3月19日

※応募を検討する場合は、事前に石川県商工労働部経営支援課までご連絡ください。
(TEL 076-225-1525)

6. 日本政策金融公庫生活衛生貸付の特例措置

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 国民生活事業

金沢支店 0570-045202

小松支店 0570-045445

<A. 令和6年能登半島地震特別貸付>

被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備・運転資金を貸付

* 以下は国民生活事業について記載(中小企業事業はHP等でご確認ください)

【対象者】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者

②上記事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

③地震の影響により、業況が悪化している中小事業者

【貸付限度額】 ①②の事業者 既存の貸付額に上乗せ 6千万円

③の事業者 別枠 4800万円

【貸付利率】 ①の事業者 0.3%(災害金利1.2%-0.9%) ※当初3年間、
限度額3千万円

②の方事業者 1.2%(災害金利)

③の事業者 基準金利 ※状況によって変動
(R6.1 現在:貸付期間5年 2.1%)

【貸付期間】 設備資金 20年以内

運転資金 15年以内 いずれも据置期間5年以内

* 貸付利率は、条件等によって変動します。詳しくは日本政策金融公庫までお問合せください。

<B. 生活衛生改善貸付の特例措置>

生衛組合が策定する再建支援方針に沿って事業を行う事業者が対象

【対象者】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者

②上記事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

【貸付限度額】 通常の貸付額と別枠で 1千万円

【貸付利率】 ①の事業者 0.3%(特別利率F1.2%-0.9%)

※当初3年間、

②の事業者 0.7%(特別利率F1.2%-0.5%) 別枠の1千万円以内

* 災害金利、特別利率Fは2/1 現在。利率は条件等によって変動します。詳しくは日本政策金融公庫までお問合せください。

7. 信用保証による資金繰り支援 [信用保証協会]

【お問合せ先】
石川県信用保証協会 076-222-1550

<セーフティネット保証4号>

地震の影響で経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8万円))で借入金の100%を保証

【対象者】 災害救助法の適用地域等に事業所を有し、直接・間接被害があり、売上等が減少している中小企業者

【要件】 市町が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

<災害関係保証>

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対し、一般保証(上限2.8億円)、セーフティネット保証4号(上限2.8億円)の保証限度額(上限5.6億円)とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8万円))で借入金の100%を保証

【対象者】 災害救助法の適用地域等に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

【要件】 罹災証明書等

8. 既往債務の負担軽減に係る対応 [日本政策金融公庫・商工中金]

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫は、今般の地震の影響により、返済に遅れが生じた場合、返済期日に遡及した返済猶予について柔軟に対応するほか、提出書類の簡素化・契約手続の迅速化を図る。

<日本政策金融公庫ホームページ(抜粋)>

日本政策金融公庫では、被災されたお客様の実情に応じて、ご返済の猶予等に係るご相談を承っております。本災害の影響を受けたお客様のご返済相談につきましては、柔軟に対応いたしますので、慌てずにお取引のある支店または受託金融機関へご相談ください。

9. 小規模企業共済災害時貸付の適用 [商工中金]

【お問合せ先】
商工組合中央金庫金沢支店 076-221-6141

小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日(原則)で行う低利融資を適用

・貸付限度額 掛金合計額の7~9割と1千万円のいずれか少ない額

- ・ 貸付期間 貸付金 500 万円以下:36 か月、505 万円以上:60 か月
- ・ 担保、保証人 不要

Ⅲ 雇用調整助成金の特例措置 [厚生労働省] 【お問合せ先】 石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者に対して一時的に休業、出向等をさせるなど、労働者の雇用の維持を図った場合に、賃金や休業手当金等の一部を助成する制度について、特例措置を講じる。

<特例措置の内容>

- ・ 助成率 中小企業4/5、大企業2/3
- ・ 支給日数の延長 300 日
- ・ 助成額 上限 8,490 円
- ・ 売上高減少の確認期間や事業所設置期間等の要件を緩和

Ⅳ 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置 [厚生労働省]

【お問合せ先】 石川県社会福祉協議会 076-224-1212

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金について、特例貸付を実施(無利子)。

<貸付内容>

- ・ 貸付対象 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯
- ・ 貸付限度額 一世帯10万円。ただし、以下の場合には20万円も可能。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 世帯員が4人以上の場合
- ・ 償還期間 据置期間(貸付日から1年以内)終了後2年以内
- ・ 受付窓口 避難している市町の社会福祉協議会

V 被災者生活再建支援金 [内閣府]

【申込先】各市町の担当部署

被災者生活再建支援法の適用により、住宅が全壊・大きく半壊した世帯に対し、被害程度に応じて支援金を支給。

<支援金の支給額>

	基礎支援金	住宅再建方法に応じて 下記の加算支援金が支給
・全壊・解体・長期避難	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円(公営住宅を除く)
・大規模半壊	50万円	
・中規模半壊	—	

※ 今後、家屋半壊以上の高齢者世帯等を対象に最大300万円を上乗せし、最大600万円の支援となることが表明されました(2/1)。

VI その他

復興支援アドバイザー制度 [独立行政法人中小企業基盤整備機構]

【追加】

被災された事業者には様々な分野の専門家を無料で派遣し、事業計画の作成や事業運営に係るアドバイス等、事業再建に向けた支援[※]を行う。

※補助金申請に先だって事業計画を策定する際の助言、各種補助金や支援制度の検討など

<派遣する専門家>

中小企業診断士、公認会計士、税理士のほか、企業経営・店舗経営の経験者など

【お申込み・お問い合わせ先】

◆独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部企業支援課
〒920-0031 金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10階 TEL:076-223-5546



融資	設備や施設を復旧したい 売上減で資金繰りが厳しい	日本政策金融公庫による 資金繰り支援 国	<p>○令和6年能登半島地震特別貸付（1/31より取扱開始）</p> <p>【限度額】 中小企業：別枠3億円 国民生活：上乗せ6千万円 等</p> <p>【金利】 所定の金額を限度に、 当初3年間災害金利▲0.9% 等 ※4年目以降は▲0.5%</p>	<p>日本政策金融公庫 金沢支店中小企業事業 076-231-4275 金沢支店国民生活事業 0570-045-202 小松支店国民生活事業 0570-045-445</p>
		信用保証による 資金繰り支援 国	<p>災害関係保証、セーフティネット保証4号により、一般保証とは別枠での保証枠の利用が可能</p> <p>伴走支援型特別保証の利用に必要な計画提出の猶予等</p> <p>ゼロゼロ融資等のリスク時の保証料補助 (リスク時に係る追加保証料負担ゼロ)</p>	<p>石川県信用保証協会 076-222-1550</p>
		県融資制度 県	<p>○令和6年能登半島地震災害対策特別融資</p> <p>【限度額】1億円 【金利】1.0% (当初5年間無利子) 【保証料】免除</p> <p>○災害対策融資</p> <p>【限度額】8,000万円 【金利】1.0% 【保証料】0.33~1.35%</p>	<p>県内金融機関</p>

補助金・助成金	前向きな取り組みにより、 災害からの事業再建を図りたい	持続化補助金 (災害支援枠) 国 2次公募 3/8~4/26	<p>被災小規模事業者による販路開拓等の事業再建に向けた取り組みを最大200万円まで2/3補助</p>	<p><商工会議所地区> 最寄りの商工会議所 又は <商工会地区> 最寄りの商工会</p>
		中小企業者持続化補助金 (災害支援枠) 県 公募 2/28~4/15	<p>被災中小企業者による販路開拓等の事業再建に向けた取り組みを最大200万円まで1/2補助</p>	<p>(公財) 石川県産業創出支援機構 新商品・サービス開発支援課 076-267-5551</p>
		石川県なりわい 再建支援補助金 県 2次公募 4/1~(予定)	<p>設備や施設の復旧整備に係る経費を、最大15億円まで3/4補助</p>	<p>金沢事業者支援センター 0570-076-225</p>

※令和6年3月18日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

各種支援制度の総合窓口はこちら

- 金沢事業者支援センター
0570-076-225（10時~17時） ※土日・祝日を除く
- 能登事業者支援センター 場所：石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）
0768-26-2380（10時~17時） ※土日・祝日を除く ※16時受付終了

商店街が所有する設備や施設を復旧したい	石川県商店街災害復旧事業補助金 <small>公募 2/28~5/10</small>	被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の 3/4 を補助	石川県経営支援課 076-225-1521
イベント等の取り組みにより、商店街のにぎわいを創出したい	石川県商店街にぎわい創出補助金 <small>公募 2/16~4/19</small>	災害の影響により、来街者数及び売上が減少した商店街が実施する「にぎわい創出の取組み」を最大 100万円 まで定額補助	石川県経営支援課 076-225-1521
伝統工芸事業者が事業を再開したい	伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業） <small>公募 未定</small>	伝統的工芸品（国指定）の製造を再開するために必要な ①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大 1,000万円 まで 3/4 補助	経済産業省 中部経済産業局 産業部 製造産業課 052-951-2724
	石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金 <small>2次公募 未定</small>	伝統的工芸品（県指定・稀少）の製造を再開するために必要な ①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大 1,000万円 まで 3/4 補助	石川県経営支援課 伝統産業振興室 076-225-1526
雇用を維持したい	雇用調整助成金	一定要件で、休業手当等の 2/3 (大企業)もしくは 4/5 (中小企業)、最大 8,490円/日 を助成	石川労働局 職業安定部職業対策課 076-265-4428
	雇用保険の特例	被災により事業所が休止・廃止したために休業して賃金の支払いがない場合に、 実際に離職していなくても雇用保険の失業給付を受給できる	石川労働局 職業安定部職業安定課 076-265-4427

※令和6年3月18日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

各種支援制度の総合窓口はこちら

- 金沢事業者支援センター
0570-076-225（10時～17時）※土日・祝日を除く
- 能登事業者支援センター 場所：石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）
0768-26-2380（10時～17時）※土日・祝日を除く ※16時受付終了

■ 商工会・商工会議所等の支援機関では、各種支援制度の活用サポートを行っています。

金沢商工会議所 金沢市尾山町9-13	076-263-1151	珠洲商工会議所 珠洲市飯田町1-1-9	0768-82-1115
小松商工会議所 小松市園町二1	0761-21-3121	白山商工会議所 白山市西新町159-2	076-276-3811
七尾商工会議所 七尾市三島町70-1	0767-54-8888	石川県商工会連合会(※) 金沢市鞍月2-20	076-268-7300
輪島商工会議所 輪島市河井町20-1-1	0768-22-7777	(公財)石川県産業創出支援機構 金沢市鞍月2-20	076-267-1244
加賀商工会議所 加賀市小菅波町1-130 クロスガーデン3階	0761-73-0001	石川県中小企業団体中央会 金沢市鞍月2-20	076-267-7711

※お近くの商工会にお問い合わせいただくことも可能です。

【能登在住の事業者の方向け】

能登事業者支援センター

までご相談ください！

事業再建に向けた経営相談、補助金・融資・雇用維持等の支援制度に関するお問い合わせなど、能登の事業者の皆様からの様々なご相談を受け付けます。

全国の商工会・商工会議所の指導員、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士等の専門家が皆様のご相談にお答えします。

➤ 場所

石川県奥能登総合事務所4階(のと里山空港内)
(輪島市三井町洲衛10部11番1)

➤ 営業時間

10:00~17:00 (土日・祝日を除く)
※受付終了16:00

➤ 電話番号

0768-26-2380

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します
中小企業特定施設等災害復旧費補助金

(なりわい再建支援事業)

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者

⇒ 1.5億円

一部5億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円

一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者

⇒ 3/4以内、一部定額補助

・中堅企業等

⇒ 1/2以内、一部定額補助

【公募スケジュール】

石川県：1次公募 令和6年2月28日（水）～ 令和6年3月13日（水）

※2次公募は令和6年4月1日（月）開始予定

富山県：1次公募 令和6年2月28日（水）～ 令和6年3月15日（金）

※2次公募は令和6年4月中旬開始予定

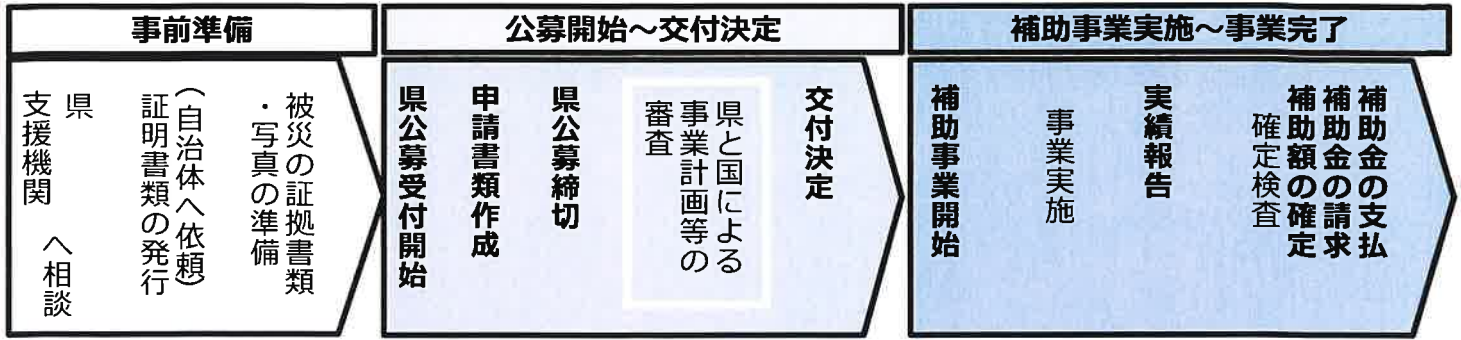
福井県：1次公募 令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月29日（金）

※2次公募は令和6年4月1日（月）開始予定

新潟県：1次公募 令和6年3月5日（火）～ 令和6年3月29日（金）

※2次公募は令和6年4月上旬開始予定

事前準備から事業終了までの流れ



※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【交付申請に必要な主な書類】

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各県税事務所の窓口で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上の相見積もり 見積書不足理由申立書(2者以上 ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、 面積のわかる詳細図	建て替えを行う場合
8	設備の入替えを行う場合は、修理不能であることの証明書、 設備比較証明書	

想定活用事例①

※ 太字が本補助金の対象経費

当該地震により、製造業の要となる、工場の建物や製造ラインの設備が損壊。**工場の建物と製造ラインの設備の修繕**を行った。

想定活用事例②

当該地震により、建物が倒壊してしまった。同じ土地に同様の建物の**建て替え**を行い、再建を図った。

【お問い合わせ先】

石川県内の事業者

石川県なりわい再建
支援補助金事務局
0570-076-225



富山県内の事業者

被災事業者復旧等
支援窓口
076-444-3962



福井県内の事業者

福井県 産業労働部
経営改革課
0776-20-0367



新潟県内の事業者

新潟県 産業労働部
地域産業振興課
025-280-5235



令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金 基本の考え方

01

令和6年能登半島地震の影響で、損壊・使用困難となった建物・設備を復旧する(元に戻す)ための補助金です。

- ✓ 被災したことの証明(市町が発行する罹災証明書等)が必要です。
- ✓ 修繕・修理が原則ですが、以下の場合、建替や入替が可能です。
建物：全壊・大規模半壊判定の場合、修繕より建替が安い場合
設備：修理不能の証明書の発行がある場合、修理より入替が安い場合
- ✓ 元ある場所での建替が原則ですが、その場所では建替が出来ない理由があれば(液状化に伴う建築制限等)、移転も補助対象です。
- ✓ 建物の取壊しは、半壊以上で市町による公費解体(自己負担なし)が可能です。なりわい補助金の取壊しの扱いは以下のとおりなので、市町に確認の上、公費解体の活用をご検討ください。
元ある場所での建替なら取壊し費用も補助対象(1/4等を自己負担)
移転の場合は取壊し費用は補助対象外(全額自己負担)

02

自らが所有している建物・設備で、事業のために使用しているものが補助対象です。

- ✓ 建物なら登記、設備なら資産計上されていることが原則必要です。
- ✓ 賃借物件やリース物件は、自らの所有でないため、使用者は補助金申請が出来ません。この場合、大家やリース事業者が申請をすることになります。

03

元に戻す復旧でなく、新たな取り組みや、防災・減災のための強靱化など、プラスアルファの復旧も補助対象となります。

ただし、元に戻すために必要な経費が補助上限となり、プラスアルファ分は自己負担となります。

- ✓ 新たな取り組みとは、製造ラインの拡大・転換や、生産性向上のための新設備の導入、異業種への展開などの取り組みです。

令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金

！ 注意点 ！

01 補助金で復旧した建物・設備は、保険・共済への加入が求められます。

- ✓ 自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済に加入する必要があります。地震保険でなくても結構です。
- ✓ 必要な付保割合は、以下のとおりです。
小規模企業者等：30%以上（推奨） 加入の代わりにBCP策定等でも可
中小企業者等：30%以上（必須）
中堅企業等以上：40%以上（必須）

02 補助金で復旧した建物・設備は、処分に制限がかかります。一定の期間のうちに財産処分を行う場合、補助金相当分の返納が必要です。

- ✓ 財産処分とは、別の目的の使用、譲渡、取壊し、廃棄等です。
- ✓ 一定の期間とは、例えば、鉄筋コンクリートの工場なら24年、食料品製造業用設備なら10年などとなります。

03 申請代行で法外な手数料を求める悪質な業者に十分に注意してください。

- ✓ 申請をお考えの方は、まずは、公的機関(県が設置する相談窓口や商工会・商工会議所等)や金融機関などにご相談ください。

04 県からの補助金の支払いは、復旧が全て完了(支払いまで完了)してからになります。

05 実施済みの復旧も遡って補助対象になるので、被災時の写真や見積書の保管をお願いします。

募集は複数年・継続して行いますので、**注意点を踏まえ、焦らず、じっくり検討してください。**

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

※第2次公募より、持続化補助金の他類型を活用している方も、災害支援枠の申請が可能となりました。

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2 / 3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

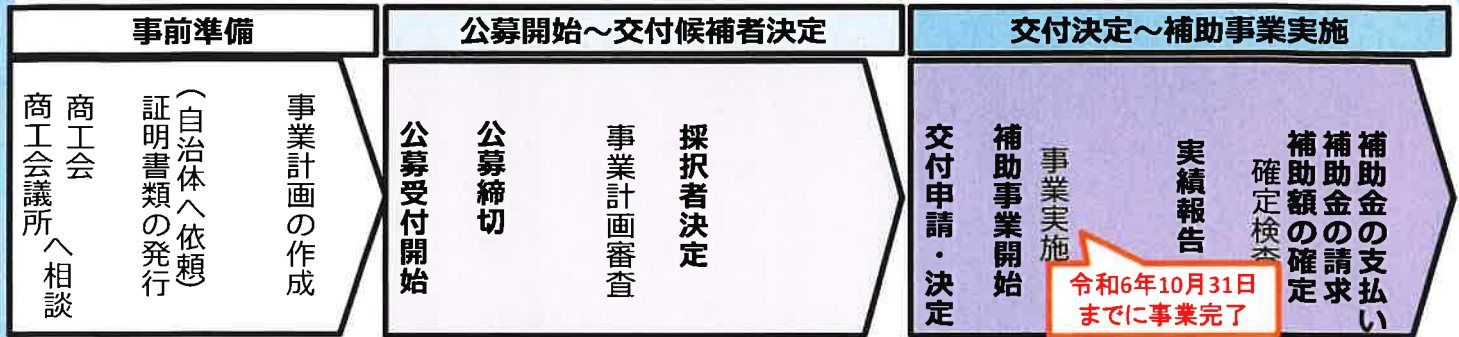
第2次公募 申請受付開始：令和 6年 3月 8日（金）

申請受付締切：令和 6年 4月26日（金）

※2次公募締切り後、速やかに3次公募を開始します。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
 ※令和6年10月31日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- 直接被害で申請する場合
 ⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）
- 間接被害で申請する場合
 ⇒令和6年1月から3月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下いずれにも該当する事業者
 - ①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ②当該災害に対して国等が実施した災害支援策を活用した事業者
3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去数年以内に発生した災害の発災日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日）以降、売上高が20%以上減少している事業者
 - ②厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等の確認を受けている事業者
4. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
5. 施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

(※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災(被災)証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。(いずれも自治体が発行するもの)

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子**や**テーブル**、**厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板**を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方は**こちら**

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



商工会地区の方は**こちら**

石川県連 076-268-7300
 富山県連 076-441-2716
 福井県連 0776-23-3659
 新潟県連 025-283-1311

令和6年能登半島地震における 商店街災害復旧事業補助金のご案内

令和6年能登半島地震により被災した商店街のアーケードや共同施設等の復旧にかかる費用を一部補助します。

申請締切・交付決定

<一次> 申請締切：R6.4/8 交付決定：R6.4/26まで

<二次> 申請締切：R6.5/10 交付決定：R6.5/31まで

事業期間

交付決定後(※)～R7.3.19まで

※被災後、既に実施した復旧等については、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合に限り補助対象といたします。

補助対象

1. 対象者

令和6年能登半島地震により被災した商店街等組織(※)

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

2. 対象事業

被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等に関する事業

<補助対象経費の例>

- アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費
- 商店街等への来街を妨害するような障害物の除去費

補助額

補助率：3/4(上限なし)

- 申請は、石川県商工労働部経営支援課で受付します。
申請方法など詳しくは石川県のホームページをご覧ください。
- 提出された書類に基づいて、被災した施設・設備等の確認を行い、補助の対象として適正と認められた復旧事業に対して補助金が交付されます。交付申請要領に記載されている注意事項等をよくご確認の上、お申込みください。

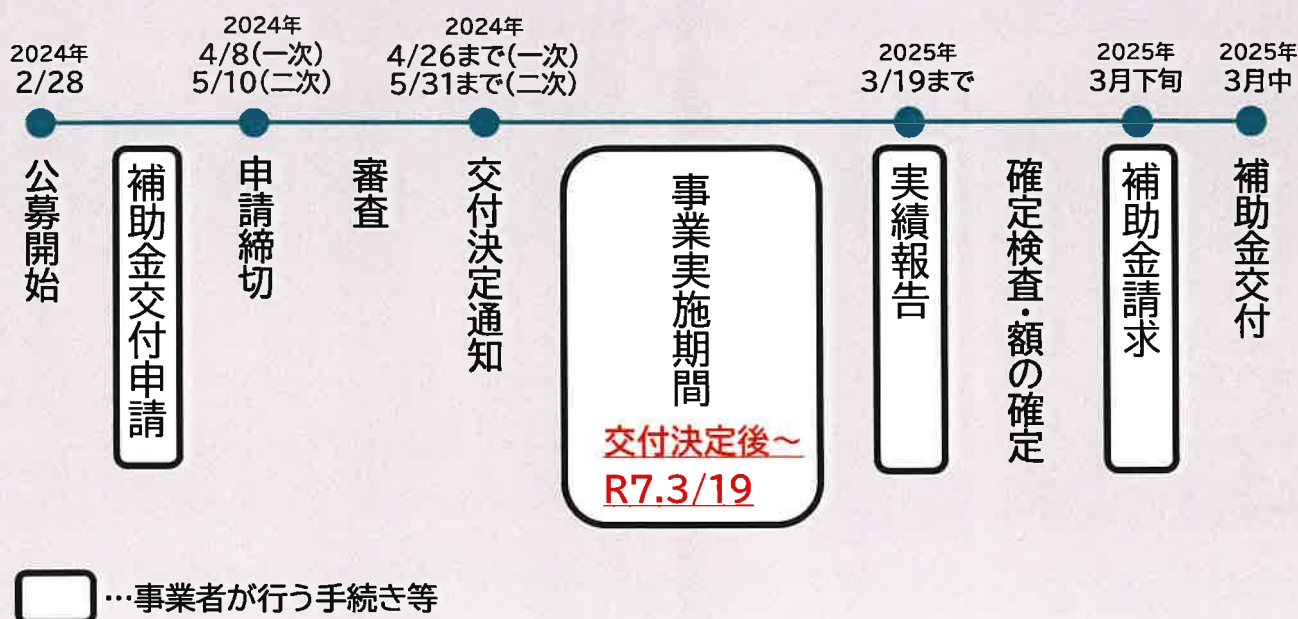
留意事項

- 対象経費に消費税分は含みません。
- 原則、事業実施期間内に発注・支出等したもののみ(※)補助対象となります。
(※)交付決定前の発注や事業実施期間終了後の支出等は補助対象外となります。
- R6.1/1以降で既に実施した復旧等についても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められる場合に限り、補助金の交付対象となります。
- 補助金の支払いは、事業実施期間終了後、精算払(後払い)となります。
- 復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額が、補助金の交付の対象となります。

補助の対象とならない主な経費

- 消費税分
- 仮設(一時的・暫定的な利用)に要する経費
- 間接経費(手数料、印紙代等)
- 個店や組織化されていない有志の団体の施設・設備等の改修費
- 施設整備に係る設計費(実施設計に係る部分を除く)
- 補助金交付申請書を作るための費用 等

公募～事業完了までのスケジュール



お問合せ先

石川県 商工労働部 経営支援課 企画管理・商業グループ
TEL:076-225-1521

令和6年能登半島地震における 商店街にぎわい創出事業補助金のご案内

令和6年能登半島地震の影響を受けた商店街が実施する、
にぎわいを創出するための取り組みを支援します！

事業期間【募集締切】

<一次締切> 事業期間：R6.3/1～3/25 【R6.2/26〆切】

<二次締切> 事業期間：R6.4/8～R7.3/19 【R6.3/12〆切】

<三次締切> 事業期間：R6.6/1～R7.3/19 【R6.4/19〆切】

申請要件

1. 対象者

(1)石川県内に所在する商店街等組織(※)

(2)(1)と民間事業者の連携体

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

2. 来街者数及び売上の要件

令和6年能登半島地震の影響により、来街者数及び売上が当該災害の
前に比べて減少しており、にぎわいを創出することが必要と認められること

補助額

補助率：10/10(下限30万円、上限100万円)

※連合体組織(商店街振興組合連合会、複数の商店街を包含する商工会等)の上限額
については、「100万円×連合体下で事業を実施する商店街等組織の数」とします。

ただし、その場合、1事業当たりの上限額は1,200万円です。

補助対象

にぎわい創出のためのイベント等を行うために必要な経費

<補助対象経費の例>

○会場借料、設営費 ○リーフレット等の印刷製本費 ○広告宣伝費 ○謝金 等

- 申請は、石川県商工労働部経営支援課で受付します。
応募方法など詳しくは石川県のホームページをご覧ください。
- 申請後、厳正な審査の上、予算の範囲内で採択者を決定します。公募要領に記載されている
審査項目や注意事項をよくご確認の上、お申込みください。
- 本事業は令和5年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になる可能性も
ございますので、あらかじめご了承ください。

留意事項

- 対象経費に消費税分は含みません。
- 事業実施期間内に発注・支出等したもののみ(※)補助対象となります。
(※)交付決定前の発注や事業実施期間終了後の支出等は補助対象外となります。
- 補助金の支払いは、事業実施期間終了後、精算払(後払い)となります。

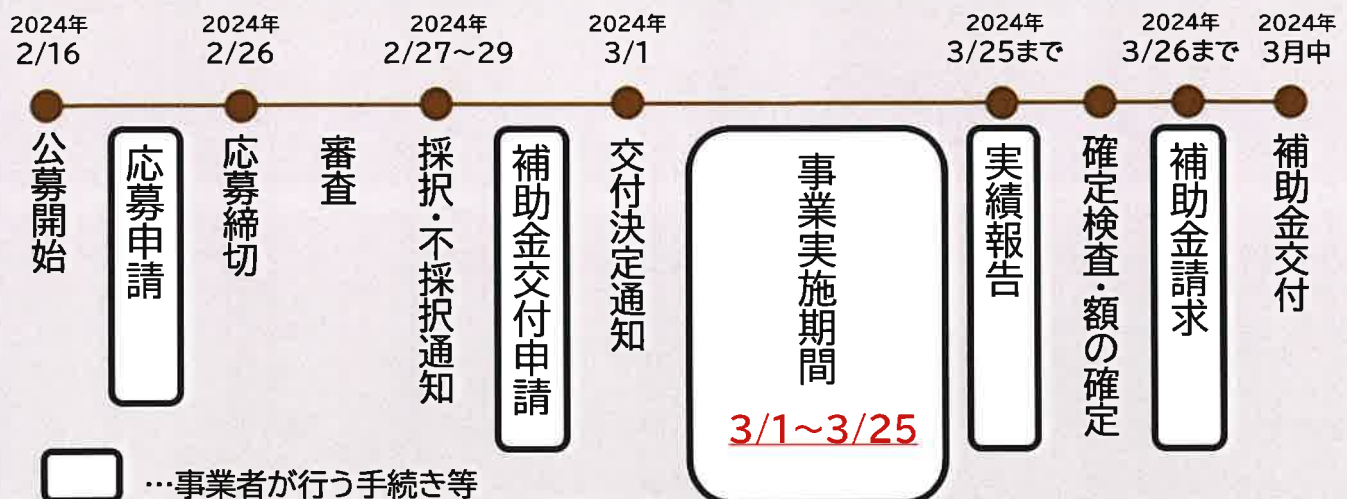
補助の対象とならない主な経費

- 各種保険料 ○食材費(商品開発に占める経費は除く) ○光熱水費
- 景品・謝礼に係る経費(景品、商品券等) ○応募書類、補助金交付申請書等の作成費用 等

公募～事業完了までのスケジュール

<一次締切(令和5年度実施事業)>

- 対象事業期間：令和6年3月1日～3月25日まで(3/25までに実績報告の提出が必要)
- 令和6年2月26日までに応募申請を提出してください。



年度内に事業を完了させる必要があるため、応募申請・補助金交付申請・実績報告等、資料の準備期間が短くなっております。応募を検討される場合は、事前に石川県経営支援課までご連絡ください。

<二次締切及び三次締切(令和6年度実施事業)>

- 対象事業期間：交付決定後～令和7年3月19日まで
- 手続きの流れは上記と同様です。
- 以下の締切までに応募申請を提出してください。
【令和6年4月8日以降に事業実施】⇒ 令和6年3月12日まで
【令和6年6月1日以降に事業実施】⇒ 令和6年4月19日まで

お問合せ先

石川県 商工労働部 経営支援課 企画管理・商業グループ
TEL:076-225-1521

日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付

※令和6年1月31日より取扱開始

対象者	① 被災4県に事業所を有し、 <u>直接被害</u> を受けた中小企業者※1,2 ② ①の事業活動に依存し、 <u>間接被害</u> を受けた中小企業者 ③ 今般の地震の影響により、 <u>業況が悪化している</u> 中小企業者※3 <small>※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響を含む</small>
貸付限度額	①及び②の方⇒(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円 ③の方⇒(国民事業)別枠4,800万円 (中小事業)7.2億円
貸付利率	①の方⇒当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5▲0.9% 貸付後4年目以降は災害金利▲0.5% ②の方⇒災害金利 ③の方⇒基準金利(中小企業者の状況により変動)※6 <small>※4:(国民事業)3,000万円 (中小事業)1億円、所定の金額を上回る場合は災害金利▲0.5% ※5:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.20% ※6:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.1%(中小事業)1.20%</small>
貸付期間	設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置期間5年以内)

コロナ資本性劣後ローンの貸付利率の特例措置

※取扱開始時期は、別途お知らせします。

石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で直接被害※を受けた事業者を対象に、決算が黒字であっても、その業績に関わらず、当面1年間は一律0.5%の貸付利率を適用
※罹災証明書等が必要

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

信用保証による資金繰り支援

セーフティネット保証4号

制度概要	自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円))で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者
要件	市町村が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

災害関係保証

制度概要	激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円))で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
要件	罹災証明書等

伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)

*利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れする際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有する事業については、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。

ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

*リスケ時追加保証料をゼロにします。

(お問い合わせ先) お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせ下さい。

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています(令和6年1月23日更新)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】(令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業者が対象です。)

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① 休業等又は出向を実施した場合の助成率を引き上げます。

【大企業】 $1/2 \Rightarrow 2/3$ 【中小企業】 $2/3 \Rightarrow 4/5$

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

② 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業者であっても、
ア 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。

イ 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑤ 休業等規模要件を緩和します。

対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合(休業等規模要件)

【大企業】 $1/15$ 以上 $\Rightarrow 1/30$ 以上 【中小企業】 $1/20$ 以上 $\Rightarrow 1/40$ 以上

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

⑥ 残業相殺(※)を撤廃します。

※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

※助成対象期間は1年間です。


(特例措置の内容は裏面にもございます)

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細についてはガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>)や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ガイドブック



LL060123企01

(事業主の方へ)

【特例措置の内容】(表面からの続き)

⑦ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

⑨ 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

地震発生時において雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を地震発生前の指標と比較します。

⑩ 計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等又は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【受給手続き】

【休業等の場合】

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業等を行った支給対象期間(1つの判定基礎期間又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間)ごとに支給申請することが必要です。

【出向の場合】

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に出向を行った支給対象期(出向期間を6か月ごとに区分した各期間)ごとに支給申請することが必要です。

※ 支給申請期間は支給対象期間又は支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内です。

なお、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。

出向を活用し雇用の維持を図る事業主を支援します (令和6年能登半島地震に係る特例措置)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下、「休業等」）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により令和6年1月1日～6月30日の間に開始される休業等又は出向については、特例措置が適用される可能性があります。詳細は赤字をご確認ください。

※本リーフレットは、令和6年能登半島地震の特例に係る出向の支給要件等のご案内であり、休業等については裏面のガイドブックをご確認ください。

(なお、同一対象期間において休業等及び出向の両方を実施することも可能です)

支給対象

■支給対象事業主：雇用保険適用事業主であって**出向労働者の賃金の一部（全部を除く）を負担している出向元事業主**

※地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

■支給対象労働者：雇用保険被保険者（ただし、出向を開始する日の前日において同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象となります。）

主な支給要件

■最近1か月の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること

※過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、前回の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていなくても助成対象とします。

※雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していても助成対象とします。

* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上

雇用調整助成金の対象となる「出向」

■雇用調整を目的とする出向（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）であること。

■出向期間が3か月以上1年以内であって、出向終了後は元の事業所に復帰するものであること。

[その他要件]

- ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的、組織的関連性などからみて**独立性が認められること**
- ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、**玉突き雇用・出向を行っていないこと**などの要件があります。

出向の場合の助成額

出向元が出向労働者の賃金^{※1}の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率^{※2}をかけた額を助成。

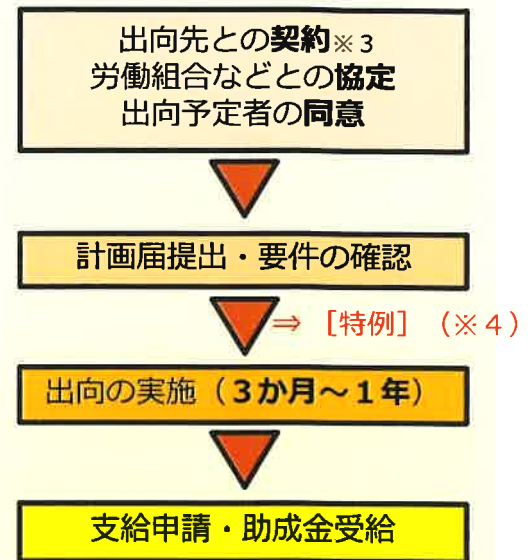
- イ 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額
- ロ 出向前の通常賃金の1/2の額

*ただし、8,490円 × 支給対象期（※5）の日数×330/365が上限。

【例】出向時、出向前賃金日額18,000円、出向元負担4割の場合

出向元負担7,200円		出向先負担10,800円
中小企業の場合 2/3 4,800円助成	実質負担 1/3 2,400円	

支給までの流れ



※1：出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額を支払うことが必要です。

※2：助成率は、**中小企業 2/3 大企業 1/2**
⇒ [特例] **中小企業 4/5 大企業 2/3**（新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象）

※3：出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※4：[特例] 計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。

※5：支給申請期間は支給対象期（*）の末日の翌日から2か月以内です。

* 出向開始日から1年間の対象期間について、最初の6か月を第1支給対象期、次の6か月を第2支給対象期と言います。

令和6年能登半島地震に伴う特例措置や支給要件等の詳細についてはガイドブック
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>) や、
以下のコールセンターまでお問い合わせください。

ガイドブック



（公財）産業雇用安定センターのご案内

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、25万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

全国47都道府県の県庁所在地に事務所があり、無料で企業からのご相談を受けていますので、あわせてご活用ください。

（センターHP）<https://www.sangyokoyo.or.jp/>



（センターHP）

雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060123企02

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

令和6年能登半島地震の特例措置

通常制度

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象
クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向について、大企業2/3、中小企業4/5
対象となる休業の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上
要領事項		令和6年1月11日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用
省令事項		令和6年1月23日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 令和 6 年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯に 10 万円。ただし、以下の場合は、一世帯につき 20 万円の貸付も可能。(いずれも 1 回限り)
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子 * 償還期限後は残元金に対して年 3.0% の延滞利子が発生します。

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等）
 - 申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- ※いずれも準備できない場合は、応相談

受付窓口

- 避難をしている市、町の社会福祉協議会
- お住いの市、町にある社会福祉協議会

問合せ先

- 県内市町社会福祉協議会の連絡先をご確認願います。(別紙一覧参照)

※令和 6 年 1 月 22 日(月)から順次、準備が整った社会福祉協議会から受付を開始します。

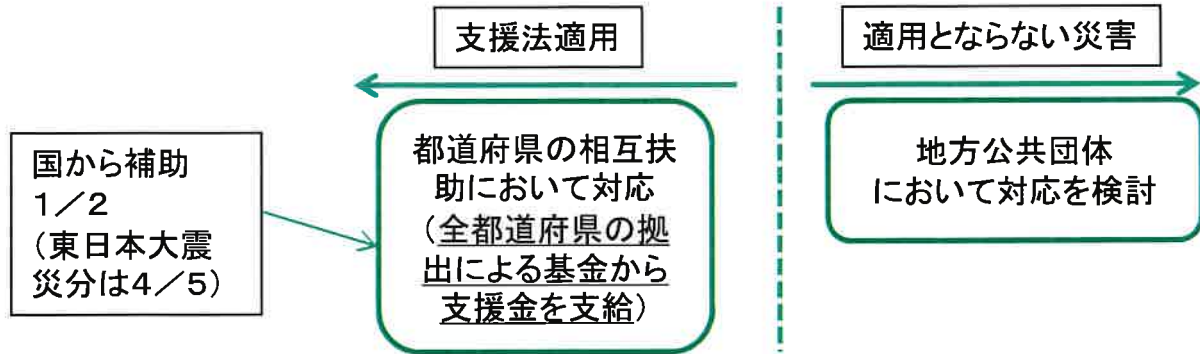
市町社会福祉協議会連絡先一覧

市町社会福祉協議会	住所	受付時間	電話番号
金沢市社会福祉協議会	〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	076-231-3720
七尾市社会福祉協議会	〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	0767-52-2099
小松市社会福祉協議会	〒923-0811 小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティセンター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	0761-22-3354
輪島市社会福祉協議会	〒928-0001 輪島市河井町13部120番地1	9:00～15:00	0768-22-2219
珠洲市社会福祉協議会	〒927-1214 珠洲市飯田町5部9番地 市民ふれあいの里健康増進センター内	9:00～15:00 (土日祝日除く)	080-1332-1332
加賀市社会福祉協議会	〒922-0811 加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0761-72-1500
羽咋市社会福祉協議会	〒925-8506 羽咋市鶴多町亀田17 羽咋すこやかセンター内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-22-9314
かほく市社会福祉協議会	〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10 市七塚健康福祉センター内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	076-285-8885
白山市社会福祉協議会	〒924-0865 白山市倉光8丁目16番地1 白山市福祉ふれあいセンター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-276-3151
能美市社会福祉協議会	〒923-1121 能美市寺井町た8番地1 能美市ふれあいプラザ2階	8:30～17:15 (土日祝日除く)	0761-58-6603
野々市市社会福祉協議会	〒921-8815 野々市市本町5丁目18番5号	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-248-8210
川北町社会福祉協議会	〒923-1267 能美郡川北町字壱ツ屋196番地 保健センター内	8:30～17:15 (土日祝日除く)	076-277-8388
津幡町社会福祉協議会	〒929-0327 河北郡津幡町字庄二71番地 津幡町福祉教育プラザ内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-288-6276
内灘町社会福祉協議会	〒920-0267 河北郡内灘町字大清台140番地 内灘町文化会館1階	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	076-286-6953
志賀町社会福祉協議会	〒925-0498 羽咋郡志賀町富来領家町甲10番地 富来行政センター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	0767-32-5003
宝達志水町社会福祉協議会	〒929-1311 羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 町民センターアステラス内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-28-5520
中能登町社会福祉協議会	〒929-1704 鹿島郡中能登町末坂2部37番地1 保健センターすくすく内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-74-2252
穴水町社会福祉協議会	〒927-0026 鳳珠郡穴水町字大町ト3番地3 さわやか交流館プルート内1階	9:00～16:00	0768-52-0378
能登町社会福祉協議会	〒927-0602 鳳珠郡能登町字松波13字75番地1	8:30～17:15 (土日祝日除く)	0768-72-2322

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
②解体	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間)	基礎支援金: 災害発生日から13月以内 加算支援金: 災害発生日から37月以内

支援金支給までの手続き

① 支援法適用(都道府県)



② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)



③ 罹災証明書の交付(市区町村)



④ 支援金支給申請(被災世帯)



⑤ 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付



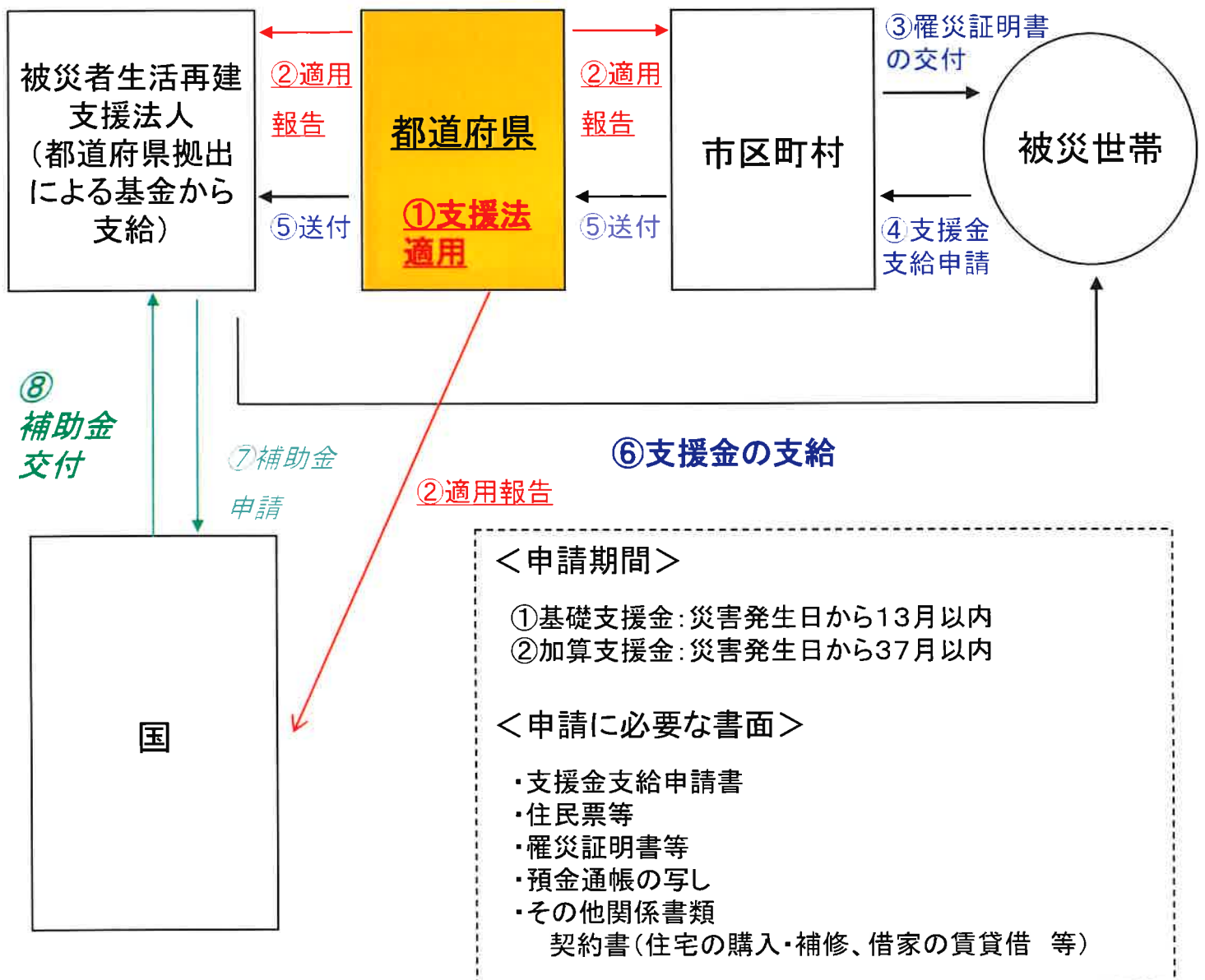
⑥ 被災世帯に支援金の支給(支援法人)



⑦ 支援法人から国に補助金申請



⑧ 国から支援法人に補助金交付



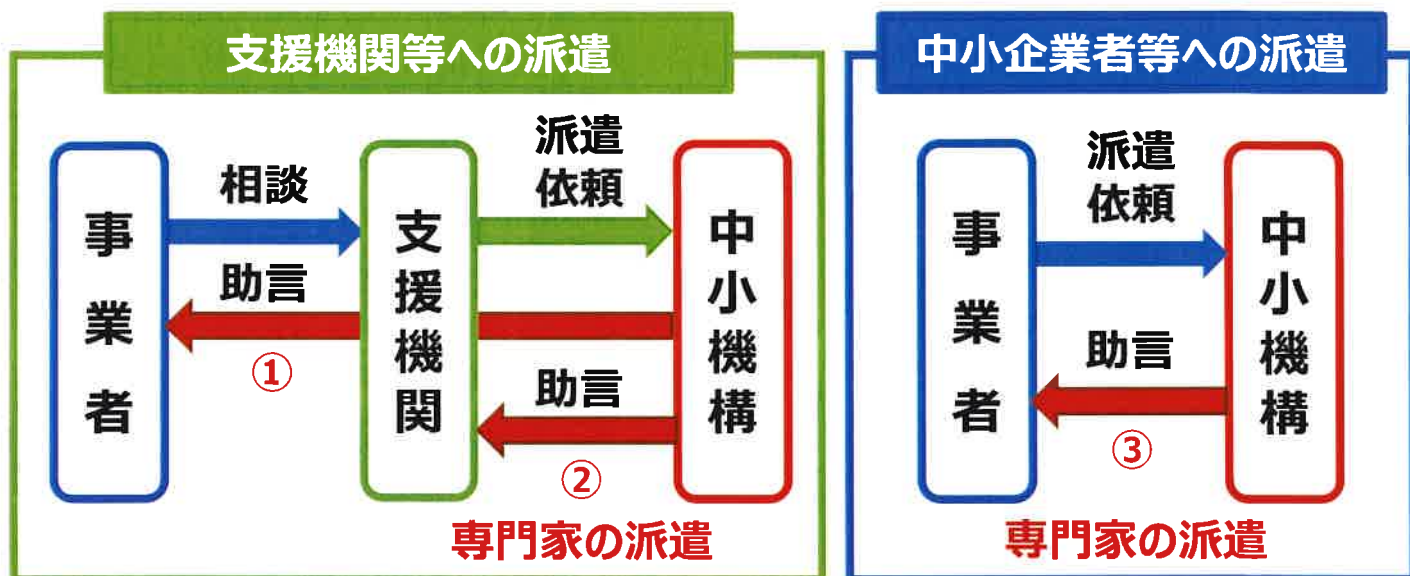
復興支援アドバイザー制度

令和6年能登半島地震により被害を受けた各県内の中小企業者等に、企業経営や店舗経営の経験者や中小企業診断士、公認会計士、税理士等の様々な分野の専門家を無料で派遣し、事業計画の作成や事業運営等に係るアドバイスを行うことにより、今後の中小企業者等の事業再建に向けた支援を行います。

様々な分野の専門家の活用

※派遣費用は無料で、複数回の派遣が可能です。

・自治体や支援機関の皆様が実施する経営相談、各種助成事業の勉強会などの支援活動と連携する形で各分野の専門家を活用していただくことで、被害を受けた中小企業者等に対して、よりきめ細やかな支援が可能となります。また、被災した中小企業者等への派遣も可能です。



◆派遣事例① (支援機関と連携して事業者に助言)

支援機関

- ・補助金の申請に先立って策定する事業計画等にあたり、支援機関等と連携して個別訪問して助言。
- ・支援機関等（県、市町村、商工会、商工会議所等）が実施する合同相談会において、中小企業者等の事業再建に向けた経営相談に対して助言。

◆派遣事例② (支援機関等に対して助言)

支援機関

- ・補助金の活用促進や支援制度の検討を行う支援機関等に対して助言。

◆派遣事例③ (復旧・復興計画について事業者に助言)

事業者

- ・製造部門が被害を受け、この先の見通しが立たない事業者に対して、SWOT分析や、財務分析の助言などを受けて復旧・復興に向けた新たな事業計画書を作成。補助金や新規融資獲得に活用。

【お申込み・お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構

◆関東本部 中小企業大学校三条校【対象：新潟県】

〒955-0025 新潟県三条市上野原570 TEL：0256-47-1188（2月14日迄は0256-38-0775）

◆北陸本部 企業支援部企業支援課【対象：富山県、石川県、福井県】

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階 TEL：076-223-5546